

15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること(里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組)

長

次は、何らかの理由で家庭から離れて、施設や里親の家で生活しなければならぬ子どもへのサポートのうち、2つ目についての話です

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やすこと」でしたね

長

そのとおりです

C

私も、いま、里親の家で生活しています

里

子どもが何らかの理由によって、元の家庭で育てられない場合でもできるだけ家庭と同じ環境で育てられるようにするための取組の一つですね

P

つまり、新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)の1つ目とした、「子どもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと」に向けた取組ということですね？

Q

この前に、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を作るために、子どもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を決めていたものの5番目にあったものでもありますね？

長

覚えていてくれて、とてもうれしいです

15 代替養育としての里親・ファミリーホームへの委託

子どもが何らかの理由によって元の家庭で生活できなくなったとき、児童福祉法では、家庭における養育環境と同じような養育環境を子どもに保障することとされています。

前にも説明したとおり、家庭における養育環境と同じような養育環境として考えられるものは、

- 親族による養育
- 特別養子縁組
- 普通養子縁組
- 里親(ファミリーホームを含む)への委託

が挙げられます。

このうち、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」は、実の親とは別に親になる人(養親)と子どもとの間に法的な親子関係を作り出すものです。

こうした新しい親子関係を法的に作ることは、それが必要な子どもにとって家庭養育優先原則やパーマネンシー保障のために有効な方法となります。

しかし、子どもの家族との関係を考えると、簡単にできるものではないことも事実です。

それに対して、「里親」は、「特別養子縁組」や「普通養子縁組」とは違い、里親と預けられる子どもの間に法的な親子関係はできません。

あくまで、「里親」の家は施設と同じで、子どもを「預かって育てる」ところになります。

元の家庭そのものでないとしても、里親の家という家庭環境において、子どもへの愛情や子どもへの理解のある雰囲気の中で生活し、様々な経験を積み重ねていくことは、子どものその後の健全な成長・発達の重要な基盤となります。

特に乳幼児期は、おとなとのアタッチメントの基礎が作られる時期となります。そのため、こうした時期に特定のおとなとの安定したアタッチメントが形成できるよう、安心できる、温かく安定した家庭環境で育てられることが重要となります。

こうしたことから、子どもが何らかの理由によって家庭で生活できなくなったときの代替養育先を検討するに当たっては、親族養育や特別養子縁組等が難しければ、今回の新しい計画の基本的考え方(理念)の一つである家庭養育優先原則を踏まえれば、できる限り、里親やファミリーホームへの委託することが求められています。

しかし、里親への委託は、外見上、子どもが元の家庭とは別の家庭で生活するというものであることから、特別養子縁組等と混同される事例が見受けられます。

その結果として、子どもを家庭から引き離して、施設や里親の家に預ける際に、「子どもを取られてし

弁

ちなみに、
こどもが里親やファミリーホームに預けられても、この前、話をした「新しい親子関係」になるわけではありません

学

家庭という環境にはなりますが、里親やファミリーホームは、施設と同じで、こどもを預かって育てる人(場所)です

長

こどもが元の家庭とは別の家庭で生活することになって、見た目が「新しい親子関係」とあまり変わらないので、里親に自分のこどもを預けると「別の家のこどもになってしまう」と考えられてしまうこともあります

P

里親について正しく知ってもらう必要もありそうですね

里

里親自身も、「里親は実の親や元の家族と一緒にあってこどもを育てる人」とあるということを理解したうえで、預かったこどもを育てていかなければならないと思います

弁

ところで、里親の家での生活は、先ほど Q さんが言ってくれた目標の優先順位の5番目になるのですが、「家庭」という環境としては、ここが最後の場所(環境)となりますね

長

そのとおりです

長

今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)の一つである「こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育てられること」を実現していくためには、できるだけ多くのこどもが里親やファミリーホームという「家庭」のなかで生活できるようにしていく必要があります

まう」「自分のこどもではなくなってしまう」もの(特別養子縁組等)というイメージを持って、里親等への委託ではなく施設への入所措置を希望する実の親も見受けられるところです。

繰り返しになりますが、里親は必要な研修を受け、公的なこどもの福祉の制度によってこどもを預かって育てる人(ところ)です。

もちろん、里親は預かったこどもを適切に「家族の一員」として育てなければなりません、法的な親子関係は生じません。

こうした里親制度について、正しい理解が得られるような取組も必要と考えられるところです。

なお、里親制度について正しい理解を得られるようにするためには、里親の側においても、里親が代替養育の担い手であることを自覚し、委託されているこどもを「自分のこども」として囲い込むようなことは慎まなければなりません。

もちろん、里親等委託後に実家庭との交流がなく、長期的な委託になるケースがあることも確かです。

しかし、そうした場合においても実の親や家庭を否定するような態度をとることなく、こどもの「共同養育者」として、委託されたこどもを養育することが求められています。

また、委託後に実の親とこどもとの交流が可能であれば、共同養育者としての立場を自覚して、そうした交流を促して、実の親がこどもと離れて暮らしていてもこどもの成長と一緒に感じられるようなサポート、こどもと実の親との間のパーマネンシーを保障のためのサポートをすることも求められています。

里親(特に養育里親)やファミリーホームにおいては、こどもが安定したアタッチメントを形成できるよう、専門的な見聞も活用し、家族の一員として自らのこどもと同じように熱意をもって委託されたこどもを養育することが必要です。

その一方で、里親がこどもだけでなくその親をもサポートする立場であることを自覚し、何よりもこどもにとっては実の親や家族との関係も大切なものであることを認識した上で、こどもが実の家族の一員でもあることにも配慮していくことが必要です。

「14-(1)-2 計画の基本的な考え方(理念)に基づくケースマネジメント」において説明したとおり、今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)に基づくケースマネジメントを行うに当たって考慮すべき優先順位について説明しました。

そのなかで、里親・ファミリーホームは、家族から離れて生活しなければならないこどもへのサポートのための生活の場所となる「家庭」としては、最後に位置づけられている場所(環境)となります。

したがって、今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)を実現していくためにも、家庭から離れて生活しなければならないこどもであっても、できるだけ多くのこどもが施設ではなく里親の家やファミリーホームという「家庭」のなかで「家族の一員として」生活できるような取組を行うことが必要です。

もう少し説明すると、

- ① 元の家庭で育つ
 - ② (一度元の家庭から切り離されても)元の家庭に戻って育つ
 - ③ 親せきや親の知人など、元の家庭とのつながりが感じられる家庭で育つ
 - ④ 元の家族との関係をなくして、新しい家庭の子どもとして育つ
- ことができなかつたとしても、できるだけ多くの子どもが「家庭」という場所で生活できるようにしてあげなければいけないということですね

ありがとうございます

そのとおりです

そういうわけで、ここでは、できるだけ多くの子どもが「家庭」のなかで生活するための取組の一つとしての、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やす」ための取組について話し合っていきたいと思います

用語解説	里親(その2)
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の児童福祉法において、里親には4種類あるが、いずれも県における審査によりそれぞれの里親名簿に登録されることが必要 ・「養育里親」 <ul style="list-style-type: none"> 一定の研修を受け、保護が必要な子どもの養育に理解があることなどが認められた人 ・「専門里親」 <ul style="list-style-type: none"> 「養育里親」のうち、一定の研修を受け、虐待や非行、障害などの理由により専門的なケアが必要な子どもを養育することができる里親 ・「親族里親」 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの親族関係のあるおとなのうち、養育里親と同等の条件(経済的な要件を除く)によってその子どもの里親になることが認められた里親 ・「養子縁組里親」 <ul style="list-style-type: none"> 養子縁組によって養親になることを希望する人のうち、一定の研修を受けただうえで、里親名簿に登録された里親

(1) 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるように取り組むこと

A

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することもを増やすこと」ということですが、どういった子どもであれば里親の家などの方が良いというものはあるのですか？

まず、いまのところ

何らかの理由で家族から離れなければいけない子どものうち小学生になるまでの子どもについては、特に理由がないのであれば、里親の家などで生活できるようにしなければいけないと考えています

長

学

みなさんが小さい時の記憶はあまりないかもしれませんが、生まれたばかりの子どもは、歩くことも言葉話すことも食事をすることもできないので、おとなの人が世話をしてあげる必要があります

町

小学生になるまでの子どもも、おとなと一緒にできないことがまだまだ多いということですかね？

はい

こうした生まれたばかりの子どもや小さい子どもは、例えば母親のような特定におとなに、時間をかけて愛情をもった世話をしてもらう必要があります

長

学

子どもが小さいうちに、家庭という環境の中で特定のおとなとの愛情や理解のある安定した関係(愛着関係)のもとで育てられないと、その後の他の人との関わり方などに良くない影響が出てしまうことが知られています

15-(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

いわゆるパーマネンシーゴールにおける、最後の「家庭」環境である里親・ファミリーホームへの委託を進めていくに当たって必要なことは、まず、児童相談所において、施設や里親の家などでの生活(代替養育)を必要とするすべての年齢(新生児から高齢児まで)の子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託が可能であるかを検討することになります。

特に小学生になるまでの乳幼児期は、子どもにとってアタッチメントが形成される重要な時期となります。そのため、こうした時期に、乳幼児の立場に立ち、未来までずっと続くものと信じられる(予測可能で)安心を感じられる、安定した養育環境において育てられることが重要となります。

また、こうした安心感が得られる環境のなかで、様々な生活上の体験をすることが、乳幼児の発達を促進するうえで、同じように重要な要素となります。

このため、代替養育を必要とする乳幼児については、施設への入所措置ではなく、里親・ファミリーホームへの委託を原則としていく必要があります。

そして、小学生以上の子どもについても、施設での高度な専門的ケアが必要と考えられる以下の子どもを除き、里親ファミリーホームへの委託を検討する必要があります。

- 高度な専門的ケアを必要とする子ども
- 思春期年齢に達するまで長期間不適切な家庭環境で生活した後に児童相談所において措置等されるケースで「家庭」や「家族」に対する拒否感が強い子ども

こうした里親・ファミリーホームへの委託の検討は、今後新たに子どもを家庭から引き離すケースについてのみでなく、既に施設に入所している子どもについても行うことが必要です。

さて、上記のように、里親・ファミリーホームへの委託が適当な子どもを、実際に里親・ファミリーホームに委託できるようにするためには、その受け皿となる里親・ファミリーホームを確保するとともに、里親家庭やファミリーホームにおいて、パーマネンシー保障に向けた取組を含め、適切な養育が受けられる体制が確保されなければなりません。

県においても、里親の数を増やしてきているところではありますが、今後も、里親・ファミリーホームへの受け皿となる里親を増やしていくための取組が必要となります。

里親を増やしていくに当たっては、里親養育についての社会全体の理解や協力を促していくための広報・啓発を行うとともに、地域のなかで里親候補となる方を見つけるため、ターゲットを明確にする等、効果的なリクルート活動を繰り返し、継続的に行っていくことが必要となります。

そして、里親や里親になろうとする人に対しては、里親家庭やファミリーホームは、子どもにとって安心できる安定した家庭と同じ環境を提供して養育するところであるとともに、今後は、施設と同様に、その親や家庭を支援する立場であることについて、理解することが求められています。

P

そのためにも、
小学生になるまでのこどもについては、特に理由がないのであれば、里親の家などで生活できるようにしていきたいということなのですね

長

そのとおりです

C

でも、小学生以上のこどもについてはどうするのですか？

長

もちろん、何らかの理由で家族から離れなければいけないこどもについては、小学生も含めて、すべて里親の家などで生活できるか考えなければなりません

施

それでも、里親の家などで生活することが難しいこどももいますね

学

たしかに、こどものなかには
● 施設による専門的なサポートが必要なこども
● 既に大きくなっていて、「家庭」という環境にはなじめないこども
のように、里親の家などではなく、施設での生活の方が良いと考えられるこどももいます

長

そのとおりです
ただし、学者さんが言ってくれたようなこどもでなければ、小学生以上であっても、里親の家などで生活できるようにしていかなければいけないと考えているところです

弁

こどもがおとなになって自立していくことを考えれば、できるだけ家庭のなかで、いろいろな経験をしていく方が良いということですね

つまり、里親・ファミリーホームの役割は、実親との「共同養育者」であり、こどもと実親との関係を断つことなく、家庭という環境の中で、こどもに対して安心が感じられる養育、家庭生活を送る上での知識や技術を提供し、親子が再びともに家庭生活をおくることができるよう家庭をサポートすることであり、そのことが理解されなければなりません。

代替養育が必要なこどもは、親との分離による大切な人とのつながりを突然失ってしまう経験をしているほか、虐待やネグレクトを受けたり、養育者の変更などにより、安定したアタッチメントを育てていないことが多く、乳幼児であっても、おとなへの不信感やトラウマを抱えています。

そのため、里親等委託となった際には、こうした不信感やトラウマが、問題行動と呼ばれるような養育者への不適当な反応として現れることが多く見られます。

このような行動はこどもにとって関係が密接な養育者に対してより強く現れるため、例えば、前にいた乳児院では見られなかった行動が、里親家庭で見られるようになり、こどもと接する時間が長い一方の里親(例えば、里父ではなく里母)に強く現れたりすることも、よくあることです。

こうしたこどものケアニーズはもともと高く、こどもが里親との間で安定した関係を作っていくためには、里親養育であっても、治療的にこどもに関わっていくことが求められ、こうしたこどものニーズを理解して柔軟に対応することが必要となってきます。

県内においても、こうした里親養育における、委託されたこどものケアニーズの高さを1つの背景として、里親・ファミリーホームへ委託した後に、やむを得ない事情で委託解除となるケース(いわゆる「里親不調」のケース)も発生していることも確かです。

令和3年度から5年度までの3年間で、93 件の里親委託の解除がありましたが、そのうちの2割程度が里親不調による委託解除(児童相談所の援助方針とは異なる状況による解除)と考えられています。

里親委託を推進するためには、単純に里親を増やすだけでなく、里親に対する研修等の充実のほか、里親との相互信頼にもとづき、里親と一緒に(チームで)委託されたこどもを養育・サポートする専門機関(フォスタリング機関)を整備することが不可欠とされています。

また、こうした「里親不調」が発生した場合においては、その要因分析を行うことにより、その後の里親・ファミリーホームへの委託において、可能な限り「里親不調」に至らないようにするためのマッチングや委託後のサポート等のあり方について検討し、児童相談所をはじめとする関係機関を含めた里親養育の専門的なレベルアップを図り続けることが、里親養育の拡大のためには必要です。

そして、長野県では令和2年に、県内のファミリーホームにおいて、委託されたこどもに対する重大な虐待事案が発生しました。

この事案については、令和3年度に検証を行い、再発防止のための取組についても検討し、取組を進めてきたところです。

長

そのように考えています

里

ところで、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組については、現在の計画でもこのようなことをしてきましたね

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 児童相談所が中心になって、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組を進めるための組織などを作り、活動する
- 里親について知ってもらえるようにする
- 施設に、施設から里親の家などに移ることができるこどもについて、里親の家などに移れるようなサポートをする職員を置いてもらう
- 里親になろうとする人や、里親になっている人が、より良くこどもを育てられるための勉強をする機会を作っていく

長

はい

そして、このようなところをチェックしてきました

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 里親の数
- 里親の家などで生活しているこどもの数
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合

B

目標はあったのですか？

県内でこうした事案が再び起こることがないように、これまで以上に適正な里親の審査と里親の資質向上に向けたサポート等を行っていくことも必要です。

また、里親については、こどもの長期的な委託だけでなく、地域における一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け皿としての役割も大いに期待されているところです。

里親の年齢、家庭事情等に応じて、短期的なこどもの受入れをメインにした里親のあり方についても検討し、社会全体で子育てをサポートする観点から、こうした里親を地域資源として活用していくことも必要と考えています。

用語解説	令和2年度にファミリーホームで発生した重大な虐待事案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年 11 月にファミリーホームに委託されていた児童が、ファミリーホーム設置者である里親(里父)からの性的虐待・身体的虐待を開示したことにより発覚した虐待事案(被措置児童虐待) ・ その後の調査により、他の委託児童に対する身体的虐待も確認されたことから、すべての委託児童を一時保護し、委託解除した ・ 当該里親については、令和3年1月に里親登録を抹消し、当該ファミリーホームも廃止 ・ 上記事案を受け、長野県においては、里親認定にかかる調査・審査のあり方や、児童相談所と里親との連携のあり方、里親へのサポート体制、ファミリーホームへの外部評価等について検証や再発防止に向けた提言を「重大被措置児童等虐待検証報告書」(令和4年3月)にまとめた
	<p>【再発防止のための長野県の主な取組】</p> <p>(1)不適格な希望者について里親登録しないための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より的確に審査を行うため、里親審査部会の審査回数の増加(4→6 回) など <p>(2)里親による不適切な養育を防ぐための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーホームごとに児童相談所が総括担当者を選任し、養育に関する支援・指導を強化 ・ 里親登録研修において、「子どもの権利擁護」や「被措置児童虐待防止」を重点的に説明 ・ こどもを措置する児童相談所の担当者が、ケースにより1か月から最低でも6か月に1度はこどもの状況を直接確認 <p>(3)児童が被害を訴えられなかったことへの対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに対し定期的(毎年)に「こどもの権利ノート」の内容を説明するよう運用を変更 ・ 意見表明等支援事業の開始 <p>(4)里親(ファミリーホーム)への養育支援が不十分であったことへの対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォスタリング機関が里親と協働しその養育を共に支える役割を明確化 ・ 里親のレスパイト(委託されたこどものショートステイ)の活用促進 <p>(5)適切な虐待対応ができなかったことへの対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校管理職に対する虐待対応の研修実施(2回目以降は新任管理職を対象) ・ 緊急事案発生時における一時保護について児童相談所間の応援体制を申合せ

長

いずれも数字を上げていこうということで、次のような目標としていました

- 里親の数は、平成 30 年度(179 世帯)より多くする
- 里親の家などで生活しているこどもの数は、令和6年度に 134 人にする
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合は、令和 6 年度に 23.8%にする

〇

結果はどうなんですか？

長

里親の数は増えて、令和5年度には 255 世帯になりましたが、里親の家などで生活しているこどもの数は、令和2年度からは 110 人ほどで、割合も 20%前後となっている状態です

P

里親の家などで生活しているこどもの数や割合があまり増えていないのですね

市

どのような理由が考えられるのですか？

里

里親の数が増えたのは、児童相談所などが里親になってくれそうな人を見つけて、里親になってくれるようにサポートしてきた結果でしょうね

長

はい
それにもかかわらず、里親の家などで生活しているこどもの数があまり増えてこなかった理由としては、児童相談所では里親の家などが良いと思っても、実の親から反対されてしまうといったことがいわれています

学

里親に「こどもを取られてしまう」と思っているということですね

15-(1)-2 現在の計画における取組

現在の計画では、里親やファミリーホームへの委託を進めるための取組として、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 児童相談所単位の「里親委託等推進委員会」の設置等
 - 児童相談所ごとに里親会や施設などの関係者によって構成される推進委員会を設置する
 - 目標達成に向けた課題の検討などを行う
 - 児童相談所ごとに市町村による児童家庭相談体制の構築のためのサポートや里親等による養育を推進するための「地域養育推進担当」を配置し、里親等への委託推進体制を強化する
- ② 里親制度の普及・啓発
 - メディアによる広報、イベント開催などにより制度の普及を図る
 - 市町村の広報誌への情報掲載等を行う
- ③ 施設による里親等への委託推進に向けた取組
 - 施設(乳児院・児童養護施設)において、所属施設に入所しているこどもの里親等への委託の推進やアフターフォローを行う「里親支援専門相談員」の配置を推進する
 - 人事異動のある行政職員に比べ異動が少なく、長期的なサポートが可能な特長を活かし、児童相談所と連携して里親やこどもをサポートする
- ④ 里親の資質向上支援
 - 里親になろうとする人を対象とした登録前研修や、里親になった後の研修の内容を充実させるとともに、研修を受けやすい環境の整備を行う
 - 里親の持つ特性や特長を把握し、積極的なマッチングを行うとともに、一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ)における活用を推進する

15-(1)-3 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和 11 年度
里親登録数	H30 より増 (H30:179 世帯)	R6 より増
里親・ファミリーホーム委託児童数	134 人	236 人
里親等委託率	23.8%	44.1%

長

里親の制度が、子どもだけでなく実の親にとっても良い制度であるということが十分知られていないために、そのように思っている親がいまだに多いということだと思います

弁

また、一度、里親の家で生活することになっても、生活していくなかで里親とうまくいかなくなると、施設に入っていく子どももいるようですね？

長

はい
できるだけ、そういったことがないようにしなければなりません、実際に起きていて、里親の家などで生活する子どもの数が減ってしまう原因にもなっています

里

里親との生活がうまくいかなくなるには、いろいろと理由はあるのですが、難しい問題を抱えた子どもを育てていくのは大変なことですよ

市

一般的な家庭でも子どもを育てていくのは大変ですが、里親の場合は特に、預かった子どもを育てるときに一人で悩まないためのサポートが必要ということなのでしょうね

施

そういえば、長野県では令和2年にファミリーホームで重大な子どもへの虐待が起きましたね？

長

はい
起きたことの内容については、ここでは詳しく話せませんが、そうした重大な虐待を再び起こさないようにするための取組も進めてきており、今後も、さらにできることがないか、考えていきたいと思います

15-(1)-4 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和5年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和5年度
里親登録数	203 世帯	255 世帯
里親・ファミリーホーム委託児童数	114 人	118 人
里親等委託率	20.3%	21.5%

15-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析

登録里親数については、年間 20 世帯程度の割合で増加してきています。

登録里親の数、特に里親等委託の推進に欠かせない養育里親の登録数については、児童相談所や民間の包括的里親支援業務(フォスタリング業務)実施機関(いわゆる「民間フォスタリング機関」(15-(3)において説明します)による各地域でのリクルート活動などにより、一定の水準で増加してきています。

民間フォスタリング機関は、養育里親を新規にリクルートし、登録となった里親とのチーム養育により子どもやその親を支援していますが、民間ならではの柔軟かつ継続的なリクルート活動により、近年の養育里親の増加に貢献しています。

【図表 15-1:新規の里親(養育里親のみ)登録数の推移】

担当機関	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童相談所 5所	5	2	8	21	16	8	9	13
民間機関 2所*	—	—	3	6	4	5	3	12
県 全体	5	2	11	27	20	13	12	25
民間が占める割合	—	—	27%	22%	20%	38%	25%	48%

*包括的里親支援業務委託先:H30年度～うえだみなみ乳児院、R3 年度～松本赤十字乳児院

また、令和4年度からは、里親登録に向けた審査のための諮問を行う「長野県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会」の開催回数を、年4回から年6回に増やし、審査をこれまで以上に慎重に行うとともに、里親登録の機会の拡大にもなっていることも増加の要因と考えられます。

他方で、里親等への委託児童の数については、令和2年度から 110 人前後で推移している状況です。

里

知り合いのファミリーホームでは、民間で自分たちが預かっているこどもの育て方などを評価してくれるところをお願いをして、評価してもらったそうです
準備は大変だったようですが、とても参考になって良かったと言っていました

施

ファミリーホームでも施設で受けているような評価を受けられるような取組が必要かもしれませんね

みなさん、ありがとうございます

さて、みなさんからいただいたお話も含めて、今回は、いつもと違う話の流れになりますが、話がまとまりそうなので、ここで新しい計画で主に取り組みたいことをまとめたいと思います

【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所において、施設や里親の家などで生活しなければいけないことについては、できるだけ里親の家などで生活できるようにしていくこと
- これまで以上に、里親などを増やしていくための取組をしていくこと
- 里親について正しく知ってもらうような取組をすること
- これまで以上に里親が勉強できる機会を作っていくこと
- ファミリーホームで民間による評価を受けるようにすすめていくこと
- こどもと里親との生活がうまくいかなかった場合の原因などを調べて、里親へのサポートなどで直すべきところを直していくこと

長

長

また、里親等委託率についても 20%程度となっている状況です。

児童相談所において、里親等への委託について検討しても、実親(親権者)に反対されることにより、里親への委託ができないということが児童相談所からも指摘されており、そのことが里親等への委託が進まない要因の一つとして挙げられています。

県内において里親制度への理解が十分でないこと、そして、そのことによって、里親にこどもを預けると「こどもをとられてしまう」という誤解を抱いている実の親が一定数いることが里親等委託の推進の妨げとなっている状況となっています。

児童相談所において、実親(親権者)への説明を丁寧にを行うことにより、特に乳幼児の里親等委託については、実親(親権者)の理解が得られるケースも増えてきていますが、マッチングが可能な里親の数が不足するなど、児童相談所からは、適当な委託先の確保が難しいという声を聞く機会も増えてきています。

また、里親等委託を進めているなかで、上記で説明した、やむを得ない事情で委託解除となるケース(いわゆる「里親不調」のケース)の発生も、里親等委託率が伸びない要因の1つとなっています。

ただし、乳幼児に限れば、里親等委託率は全県で4割程度にまで進んできています。また、児童相談所によっては乳幼児6割、小学生以上でも4割ほどの委託率となっており、一定の成果も見られます。

15-(1)-5 新しい計画における取組

本県における里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所によるケースワークの見直し
 - 代替養育を必要とする就学前(6歳以下)のこどもについては、里親・ファミリーホームへの委託を原則とすること
 - 小学生以上のこどもについても、里親等委託が可能であるが積極的に検討すること
 - 一旦施設入所になったこどもについても、課題の改善等が図られた場合で、家庭での生活が可能であるが、家庭復帰等が困難な場合においては、里親等への措置の変更を検討すること
 - 里親等への委託に当たっては、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障やこども自身が持つつながりを維持する観点から、こどもが生活していた地域(10 地域)内の里親・ファミリーホームへの委託を積極的に検討すること
 - 代替養育先を決定する権限を持つのは児童相談所であることを踏まえ、こどもを家庭から引き離して代替養育とするときは、実親に里親制度の趣旨やメリットを十分説明したうえで、施

里

取組については、よいのではないですか

Q

できるだけ多くの子どもが「家庭」のなかで育てられるようになるとよいですね

長

ありがとうございます

C

ところで、まだ、今回の新しい計画での目標について、話をしていないように思うのですが

O

そういえば、そうですね

長

はい

それについては、また話すことが多くなりそうなので、次回にしようと思っていたところです

施

たしかに、今日のところは、いったん、ここまでにした方がよさそうですね

長

それでは、今日の話し合いはここまでにして、次回、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やすこと」に向けた目標について話し合っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします

設か里親かを選ぶ必要のない手続きとすること

- 子どもを家庭から引き離して代替養育とするときに当たっては、子どもに対しても代替養育先として施設と里親家庭等があることを説明し、子どもが里親等委託を希望する場合は、最大限の配慮を行うとともに、委託が難しい場合はその理由の十分な説明に努めること

② 登録里親等の確保に向けた取組

- 民間の里親支援センター((3)で説明)の設置を推進するとともに、里親支援センターは設置地域においてターゲットを明確にするなど意図的かつ継続的に里親リクルートの活動を行う
- 里親は、子育て短期支援事業(ショートステイ)の委託先の候補となりうることから、児童相談所や里親支援センターは市町村とも連携し、里親のリクルートを進めること
- 児童相談所においても、管轄区域内の施設等と連携して、里親リクルートの活動を実施する
- 里親のリクルート活動を効果的に展開するため、里親支援センターや児童相談所が潜在的な里親希望者の目線に立った効果的なリクルート活動を行うことができるよう、研修等の機会を設ける
- パーマネンシー保障の取組において、祖父母等の親族による養育を支援するため、経済的な課題がある場合は里親制度の活用を検討する
- 各地域において、ファミリーホームの担い手候補となりうる登録里親については、ファミリーホームの開設について助言を行い、ファミリーホームの設置を促す

③ 里親制度の周知・啓発

- ホームページや広報媒体を活用した里親制度の周知・啓発を行う
- 市町村、教育委員会等と連携し、里親制度の周知・啓発を行う

④ 里親の資質向上のための取組

- 里親になろうとする人を対象とした里親支援センターや児童相談所による調査手続きや登録前に行われる研修(登録前研修)内容について、海外の有効なプログラムを導入するなど、継続的なレベルアップを目指す
- 里親支援センターによる「フォスタリング・チェンジプログラム」の実施など、里親登録後も、子どものニーズに合わせた養育が行われるよう研修の充実を図り、里親に積極的な参加を促す
- ファミリーホームについては、毎年県による事業監査を行い、委託児童の養育や経理等が適切に行われているか確認する
- ファミリーホームにおける第三者機関による評価の受審を促進する

⑤ 「里親不調」ケースの要因分析等

- 里親・ファミリーホームへ委託した後に、やむを得ない事情で委託解除となったケース(「里親不調」のケース)については、その要因分析を行う仕組みの構築を検討する
- 上記の要因分析の結果、里親のリクルートから里親登録、里親委託、委託中のサポート等の各段階において改善が必要と判断した場合は、速やかに改善を行う

(2)里親の家やファミリーホームで生活することが必要と考えられるこどもの数は？(里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み)

長

この前は、家庭から離れて生活しなければならないこどもが、施設より里親家庭やファミリーホームで生活できるようにするための取組について話し合ってきました

C

今回は、目標について話し合っていくのでしたね？

A

そうすると、まずは何を考えていくのですか？

長

まずは、里親やファミリーホームで生活することが必要なこどもがどのくらいいるかを見込んでいきたいと思います

里

それをする事で、この先、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかということもわかってくるということですね

長

そのとおりです

弁

なるほど
ここでも、そうしたこどもの数の見込みは必要かもしれませんね

P

ところで、どんなふうに見込んでいくのですか？

長

少し前に、「施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数」の見込みについて話したことを覚えていますか？

15-(2)-1 里親やファミリーホームで生活するこどもの数の見込み等

「12 施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数は？(各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み)」において、令和7～11年度における、代替養育を必要とするこどもの数の見込みを行いました。

【図表15-2:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】《再掲》
(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473

そして、「15-(1) 家族と離れて生活しなければいけないこどもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活できるように取り組むこと」において、代替養育を必要とするこどもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組について説明してきました。

里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組を考えていく中で、次に考えるべきことは、こうした取組を進めた結果として、どのくらいのこどもが里親・ファミリーホームへ委託されていくかの数の見込みです。

こうした見込みをすることで、今後、長野県においてどのくらいの里親・ファミリーホームが必要となっていくのかといったことについても考えることが可能となります。

そして、現在の計画においても登録里親の数や里親委託率等についての目標設定をしてきたところですが、今回の新しい計画においても、目標値の設定を行うこととします。

B

覚えています

長

そこでは、このような見込みになりました

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7～11年度)】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3-6歳	63人	62人	61人	60人	59人
7-17歳	409人	399人	389人	379人	370人
合計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

P

そうでしたね

里

このうちの、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活すると見込むのでしょうか？

長

それについては、3つの方法で計算してみたいと思います

P

3つもあるんですか

長

はい

さて、ここからお話する計算の方法は、特にこどものみなさんにとっては、少し難しい話になると思っています

15-(2)-2 里親やファミリーホームでの生活が必要なこどもの数の推計方法

里親やファミリーホームで生活するこどもの数については、まず、令和11年度末の見込みを以下の方法によって推計します。

令和11年度末に里親・ファミリーホームで生活するこどもの数 = 令和11年度末の代替養育を必要とするこどもの見込み × 以下の①～③によって算出された割合

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合
- ② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数の割合
- ③ 国が目標として掲げている里親等委託率

上記の①～③のそれぞれの割合の具体的な内容とその推計結果については、以下のとおりです。

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合によるもの

まず、上記の「里親委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数」について、具体的には、以下のこどもの数の合計となります。

- 令和5年度末に里親・ファミリーホームに委託されているこどもの数
- 令和5年度末の時点で乳児院に6か月以上入所しているこどもの数
- 令和5年度中に乳児院から児童養護施設へ移ったこどもの数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に1年以上入所している乳幼児の数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に3年以上入所している小学生以上のこどもの数

そして、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数の基づいた里親等委託率の計算結果は以下のとおりとなります。

子

そうなりそうですね

長

すぐにはわからないかもしれませんが、わかる時が来るかもしれませんので、ひとまず聞いてもらえればと思います

A

わかりました

長

ありがとうございます
さて、今回計算するのは令和11年度のおわりに里親の家やファミリーホームで生活するこどもの数の見込みとなります

O

それを3つの方法で計算してみるのですね

長

そうです

長

まず1つ目は、
まず、令和5年度末に里親の家やファミリーホームで生活しているこどもと、ある程度長い間施設で生活しているこどもの数を足したときに、どのくらいの割合になるかを計算しました

弁

長い期間施設で生活しているこどもを、里親の家などに預けるようにした場合として計算するということですね

長

そうしたところ、令和5年度の終わりに施設や里親の家などで生活しているこどもの10人に7人くらい(71%くらい)のこどもが、それにあてはありました

【図表 15-3: 令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数①】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	里親等委託されているこどもの数と、一定期間以上施設で生活しているこどもの数の合計 (B)	左記のこどもの数等に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49人	36人	73.5%
3歳以上～就学前	76人	71人	93.4%
学童期以降	425人	284人	66.8%
合計	550人	391人	71.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうした算出された、里親等委託率を令和11年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 15-4: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計①)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44人	32人	72.7%
3歳以上～就学前	59人	55人	93.2%
学童期以降	370人	247人	66.8%
合計	473人	334人	70.6%

※推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもについては、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表15-3と里親等委託率は一致しない場合がある

② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数の割合によるもの

まず、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数に対する、上記の「児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えられるこどもの数」とそれに基づく里親等委託率の見込みは以下のとおりとなります。

学

そして令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

C

すると、473 人×71%という計算になりますか？

長

そうですね
実際は、こどもの年齢をいくつかのグループに分けて計算しているので、少し違う数字になって、334 人という結果になりました

Q

いまよりもかなり多い人数ですね

町

次は、二つ目の計算方法ですね

長

二つ目の計算については、
まず、児童相談所において、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどものうち、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活できるこどもなのかを調べてもらいました

市

それで、里親の家やファミリーホームで生活できると考えられるこどもの割合を計算したのですね

長

そのとおりです
結果として、100 人のうち 59 人くらい(59%くらい)のこどもがそれにあてはまりました

P

そして、ここでも令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

【図表 15-5: 令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数②】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	児童相談所において里親等委託が適切と考えるこどもの数 (B)	左記のこどもの数に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49 人	42 人	85.7%
3歳以上～就学前	76 人	56 人	73.7%
学童期以降	425 人	227 人	53.4%
合計	550 人	325 人	59.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうした算出された、里親等委託率を令和 11 年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 15-6: 令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計②)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44 人	38 人	86.4%
3歳以上～就学前	59 人	43 人	72.9%
学童期以降	370 人	198 人	53.5%
合計	473 人	279 人	59.0%

※推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもについては、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表 15-5と里親等委託率は一致しない場合がある

③ 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適切であると考えられるこどもの数の割合によるもの

国においては、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン(新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告書)」が示されてから、里親等委託について、以下の目標を掲げています。

- 乳幼児(0 歳～小学生未満のこども): 75%以上
- 小学生以上(学童期以降)のこども: 50%以上

このことを踏まえ、国が掲げる目標の最低ラインである、乳幼児 75%、小学生以上 50%としたときの令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数は以下のとおりとなります。

B つまり、473人×59%という計算になりますか？

長

そうですね
計算の結果は、279人となります

O 一つ目で計算したときよりも少ない結果になりましたね

市 そして、最後に三つ目の計算方法ですね

長

三つ目の計算については、
令和11年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み
に、国が目標として示している割合をかけたものになります

A そんな目標があるのですね

Q どんな目標なんですか？

長

はい

- 0～6歳のこどもは75%以上
- 7歳以上のこどもは50%以上

を目標としています

P この前に聞いた、長野県の最近の里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合が20%くらいだったと思いますので、高い目標なんですか？

【図表 15-7: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計③)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計③により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44人	33人	75.0%
3歳以上～就学前	59人	45人	76.3%
学童期以降	370人	185人	50.0%
合計	473人	263人	55.6%

※3歳以上～就学前については、端数調整により里親等委託率が75.0%を超えている

これまでの推計①～③をまとめると、以下のとおりとなります。

【図表 15-8: 令和11年度末における里親等委託が必要なこども(推計①～③まとめ)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数	里親等委託が必要なこども数 推計①	里親等委託が必要なこども数 推計②	里親等委託が必要なこども数 推計③
3歳未満	44人	32人	38人	33人
3歳以上～就学前	59人	55人	43人	45人
学童期以降	370人	247人	198人	185人
合計	473人	334人	279人	263人

長

そうですね

長野県のいまの状況を考えて、ここでは、国が示している目標の一番低いところになる

- 小学生になる前のこどもは 75%
- 小学生以上のこどもは 50%

としたときの里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数を計算したいと思います

O

すると、

- 0～6歳は、(44人+59人)×75%
- 7歳以上は、370人×50%

という計算式になって、この二つを合わせた数ということになりますね

長

細かい数字の調整はありますが、結果は 263 人となります

C

これで、3つの方法で計算したことになりますね

長

一度整理して、まとめてみましょう

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和 11 年度)】

計算方法①	計算方法②	計算方法③
334 人	279 人	263 人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

B

たしかに少し難しい話でしたが、そういう結果になったということですね

15-(2)-3 必要となる里親等の数の推計

15-(2)-2 において推計した令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数に対して、どのくらいの里親が必要になるかを推計するに当たっては、実際に登録里親のうちでどのくらいの里親が代替養育を必要とするこどもを預かっているのかを考慮する必要があります。

里親登録をしたすべての里親が、代替養育を必要とするこどもの委託を常に受けることができるわけではありません。例えば、以下のような事情により、長期でこどもの委託を受けることが困難な場合があります。

- 里親自身の年齢(高齢で長期の委託を受けることが困難)
- 実の子が小さく、子育てに忙しいため、長期の委託を受けることが困難
- 里親自身の親の介護があり、長期の委託を受けることが困難
- 代替養育が必要なこどもと里親のマッチングの問題により委託が困難
- 特別養子縁組を希望している

こうした理由などにより、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの長期の委託を受けている里親は、近年 35%程度(ファミリーホームを含む)で推移しています。

県内においては、この割合を上回っている場合は無理な委託を進めているおそれがあり、下回っている場合は、委託を進めていないと考えられる一つの目安となると考えています。

また、委託を受けている里親が委託されているこどもの数は、ファミリーホームも含めて平均 1.5 人程度(ファミリーホームを除く里親では平均 1.2 人程度)で推移しています。

このファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数については、委託できるこどもの数が多いファミリーホームを増やすことによって、維持していきたいと考えているところです。

こうしたことを踏まえながら、令和 11 年度末に必要な里親の数の推計を以下の方法で行います。

$$\text{令和 11 年度末に必要なとなる里親の数} = \frac{\text{令和 11 年度末に里親等委託が必要なこどもの数}}{0.35^{\ast 1} \times \text{ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数}}$$

※県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの長期の委託を受けている里親の割合(35%)

そして、ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数について、いくつかの数値を設定しながら、令和 11 年度末に必要な登録里親の数を算出すると、以下のとおりとなります。

A

すると、この中のどれかを目標にするということですか？

長

その前に、もう一つ考えなければいけないことがあります

里

先ほどの計算で出た里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数に対して、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかも計算してみないといけないですね

長

そのとおりです

C

まだ、難しい話が続きそうですね

長

いやになるかもしれませんが、もうしばらく聞いてもらえるとうれい입니다

学

この前の話では、長野県には令和5年度に 255 世帯の里親がいるということでしたね？

長

はい

里

ただ、すべての里親の人がこどもを預かっているわけではありません

長

里親さんのいうとおりで、長野県では里親になっている人の 100 世帯のうち 35 世帯(35%)くらいの里親がこどもを預かっています

A

里親になっても、すべての里親が、こどもを預かれるわけではないということですか？

【図表 15-9: 令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】

(単位: 世帯)

	里親等委託が必要なこども数推計①の場合	里親等委託が必要なこども数推計②の場合	里親等委託が必要なこども数推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n: ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

15-(2)-4 目標値の設定

ここまで、里親委託等が必要なこどもの数の推計から必要となる登録里親の数の推計について、いくつかのパターンを示してきました。

こうした推計を踏まえながら、里親等委託率や登録里親数の目標値の設定を行います。

さて、令和5年度末の登録里親数は 255 世帯となっていますが、近年は、毎年 30 世帯ほどの新規の里親登録があります。

登録里親の新規登録については、15-(3)において取り組もうとしている里親のリクルートから委託時のサポート等の体制を強化することにより、新規登録の件数をこれまで以上に伸ばしていきたいと考えているところです。

また、登録里親のなかで、ファミリーホームの設置・運営ができそうな里親について、ファミリーホームの設置を促し、ファミリーホームの数を増やしていきたいと考えているところです。

こうしたことなどを踏まえ、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの長期の委託を受けている里親の割合をおよそ 35%程度に保ちながら、登録里親の数とファミリーホームを増やす取組を進めることで、目標として設定可能と考えられるものは、先ほどの令和 11 年度末において必要となる登録里親の数のうち、「里親等委託が必要なこども数推計③の場合」のうちの「ファミリーホー

長

例えば、

- 里親が年を取っていて、長い間子どもを育てていくことが難しい
- 様々な個性などを持った子どもに合わせられる里親がない
- 特別養子縁組をしたい

といった理由で、子どもを預かれない里親の人もいます

里

そういったことで、長野県では里親のうち 35% くらいの里親が子どもを預かっているという状態が続いています

長

この 35% を無理に上げようとする、子どもに合わない里親に預けるようなことになりかねないので、長野県ではこのあたりがちょうどよいのだと考えています

C

そうしたことも考えて計算するんですね

長

その他に

- 子どもを預かってくれる里親が何人の子どもを預かれるか？
- 子どもを多く預かれるファミリーホームをどのくらい増やすか？
- 今後、どのくらい里親が増える見込みか？

といったことも考えながら計算をしてみました

学

これ以上は、子どものみなさんも限界だと思しますので、そろそろ、結果として、どういう目標を考えているのかだけ聞きましょうか？

長

そうですね
このような目標にしたいと考えています

ムを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数」が 1.5 人の場合であると考えられ、およそ 500 世帯の里親が必要となる試算となります。

【表 15-10: 令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】<再掲>
(単位: 世帯)

	里親等委託が 必要な子ども数 推計①の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計②の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n: ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

なお、この目標設定とするに当たっては、ファミリーホームを除く里親1世帯当たりが委託される子どもの数を過大としないためにも、6名の子どもを委託することが可能なファミリーホームの数を 15 事業所程度にする必要があると考えています。

(参考) ファミリーホームを除く登録里親1世帯当たりの受託子ども数の試算

$$\begin{array}{r}
 \text{里親等委託が必要な子ども} \\
 \text{数の推計③(263人)} \\
 \hline
 \text{ファミリーホームを除く} \\
 \text{登録里親目標} \\
 \text{(500-15=485世帯)} \\
 \times \\
 \text{実際に代替養育を必要とするこ} \\
 \text{ども数の見込み} \\
 \text{(15} \times \text{4.2人}^* \text{=63人)} \\
 \hline
 \text{ファミリーホームを除く} \\
 \text{登録里親目標} \\
 \text{(500-15=485世帯)} \\
 \times \\
 \text{実際に代替養育を必要とするこ} \\
 \text{ども長期の委託を受けている里親} \\
 \text{の割合(35\%)} \\
 \hline
 \text{※令和5年度末の1つのファミリーホーム当たりの平均受託児童数}
 \end{array}
 = 1.18 \text{人}$$

もちろん、里親・ファミリーホームへの委託の推進については、そこまで急いで進める必要があるのかという意見もあることは確かです。

しかし、子どもが持つ時間の感覚がおとなとは違うということを理解したうえで、できるだけ早く、代替養育を必要とする子どもに対しても「家庭」という環境での育ちを保障できるような最大限の努力を進めていくことが必要であると考えているところです。

【主な目標としたいもの】

- 施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合は、
小学生になる前のこどもは 75%・小学生以上のこどもは 50%
- 里親の数を 500 世帯にする
- ファミリーホームを 15 か所にする

○

里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数については3番目の計算方法で出した数をもとにしたということですね？

弁

その他にもいろいろな計算をしたと思いますが、これが今の長野県が頑張れば目指していけそうな目標と考えているということですね？

長

そのとおりです

施

里親やファミリーホームがこどもにとって良い場所であることはわかりますが、今の長野県の状況を考えたときに、5年間でそこまで急いでやる必要があるのでしょうか？

長

たしかに、かなりの努力は必要だと思いますが、こどもが持っている時間の感覚が、おとなのものとは違うということを理解したうえで、できるだけ多くのこどもに、早く「家庭」という場所での生活ができるようにしてあげる取組をしていくことが必要だと考えています

Q

私は里親の家で生活しましたが、いまでも、自分の実家のように思っています
そういった「家庭」での生活ができるこどもが増えるといいですね

15-(2)-5 新しい計画における資源等の整備目標

上記での推計等を踏まえ、長野県では、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 5年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
3歳未満のこどもの里親等委託率	38.8%	43.7%	49.8%	56.7%	64.5%	75.0%
3歳以上7歳未満のこどもの里親等委託率	38.2%	47.6%	53.4%	60.0%	67.3%	75.0%
7歳以上の学童期以降のこどもの里親等委託率	16.5%	20.3%	25.4%	31.9%	39.9%	50.0%
全体の里親等委託率	21.5%	25.6%	31.2%	37.7%	45.3%	55.6%
登録里親世帯数	255	288	331	380	436	500
ファミリーホームの数	5	5	6	8	10	15

なお、上記の里親等委託率の現状及び目標に基づく、各年度における里親等委託が必要なこども数は以下のとおりとなります。

【各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み】

(単位:人)

年齢区分等	令和 5年度 現状	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込
3歳未満	19	19	22	25	28	33
3歳以上7歳未満	29	30	31	37	40	45
7歳以上	70	83	101	124	151	185
合計	118	132	154	186	219	263

※ 見込値については、小数点以下四捨五入(令和11年度除く)

ありがとうございます

長

学

このように、里親を増やし、里親の家やファミリーホームで生活できるこどもを増やすためには、里親になる人を見つけて里親をサポートしていくための仕組みも必要ですね

はい

次は、そのことについて話をしていきたいと思いますが・・・

長

B

今日は、ここまでにしませんか

そうですね

話し合いが長くなってきたので、今日のところは、目標をもう一度整理して、終わりにしたいと思います

長

学

わかりました

【新しい計画での目標】

- 施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合は、
小学生になる前のこどもは 75%・小学生以上のこどもは 50% とする
- 里親の数を 500 世帯にする
- ファミリーホームを 15 か所にする

そして、代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和 11 年度末)に基づく、里親委託等が必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【里親委託等が必要なこどもの数(地域別・令和 11 年度末)(単位:人)】

エリア	地域	令和5年度実績	令和 11 年度見込
東信エリア	佐久地域	24	26
	上田地域	13	26
南信エリア	諏訪地域	4	21
	上伊那地域	12	25
	南信州地域	9	19
中信エリア	木曾地域	1	2
	松本地域	26	63
	北アルプス地域	3	7
北信エリア	長野地域	23	66
	北信地域	3	8
合計		118	263

また、上記の整備目標のうち、「登録里親世帯数」と「ファミリーホームの数」については、地域ごとに以下の整備目標を設定します。

【登録里親世帯数の地域別目標】

エリア	地域	令和5年度現状	令和 11 年度目標
東信エリア	佐久地域	32	50
	上田地域	26	50
南信エリア	諏訪地域	16	40
	上伊那地域	16	48
	南信州地域	25	36
中信エリア	木曾地域	3	4
	松本地域	61	118
	北アルプス地域	10	13
北信エリア	長野地域	58	126
	北信地域	8	15
合計		255	500

【ファミリーホームの数の地域別目標】

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	2	4
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域	1	4
	上伊那地域		
	南信州地域		
中信エリア	木曾地域	1	3
	松本地域		
	北アルプス地域		
北信エリア	長野地域	1	4
	北信地域		
合計		5	15

ところで、里親登録に当たり、長野県では、「長野県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会」において里親認定にかかる審議を行っています。

長野県では、令和4年度から年6回、こうした審議の機会を設けており、今後も同様に年6回の審議としていく予定です。

15-(2)-6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組の評価指標

長野県において、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、数値目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
新規里親登録数
委託里親数
委託されているこどもの数
市町村の子育て短期支援事業により、こどもの委託を受けた里親世帯数
一時保護委託を受けた里親世帯数
登録里親がいる中学校区の数
里親等委託解除のうち不調の割合

(3) 里親をサポートしていくための取組(里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組)

長

さて、この前は、施設より里親家庭やファミリーホームで生活することも増やすための取組やその目標について話をしてきました

C

今回は、そういった目標を達成するためにも、里親になる人を見つけて、里親をサポートしていくための仕組みを作っていくことについて考えていくということでした

長

そのとおりです

里

ところで、こういった里親をサポートしていくための仕組みが考えられるようになったのは、最近のことでしたか？

長

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わった時に、

- 里親になってくれる人を見つける
- 里親になれるようにサポート・里親になってからも勉強してもらうサポート
- こどもを預かってもらっているときのサポート

といった仕事が、県の仕事であるとはっきり書かれるようになりました

学

ちなみに、こうした、里親をサポートする仕事のことを専門用語では「フォスタリング業務」と呼び、こうした仕事をするところを「フォスタリング機関」と呼んでいます

P

里親はもっと前からいたと思いますが、こうした里親をサポートするという仕組みができてきたのは最近のことなんですね

15-(3)-1 里親等支援業務(フォスタリング業務)の必要性

ここまで、代替養育を必要とするこどもについて、できるだけ里親等への委託を推進していくこと、それに向けた取組と目標数値について説明してきました。

さて、「15 代替養育としての里親・ファミリーホームへの委託」において、「里親」の家は施設と同じで、こどもを「預かって育てる」ところであるという説明をしました。

ところで、施設がこどもを預かるときには、施設内にはこどものケアを担う職員だけではなく、ケア担当職員のリーダー、こどもを心理的な側面から支援する心理士、こどもの家庭支援や関係機関との連携を担う相談員など複数の専門職が配置されています。施設では、施設長のもとでこれらの職員をチームとして機能させる、いわゆる「チーム養育」によってこどもの養育を行うことが一般的です。

そのため、施設のなかでは、あるひとりの職員がその施設で生活することもへの対応に悩むことがあっても、他の様々な職員がサポートしながらより良い対応をしていくということも可能となります。

それに対して、里親は基本的に家庭のなかで預かったこどもを養育していかなければなりません。

こどもを養育していくなかで、里親が預かったこどもへの対応に悩むことや、行き詰まりを感じることもあると考えられますが、これまでは里親に対して施設のような「チーム養育」を行う仕組みがありませんでした。

里親家庭での養育はすでに述べたとおり、そもそも特有の難しさがあるとともに、近年は、虐待を受けたこどもや何らかの障がいを抱えたこどもを預かるケースも多くなってきており、里親にかかる負担も大きくなってきている様子もうかがえます。

家庭養育優先原則の下で、里親等への委託を進めていくためには、里親の数を増やしていくとともに、質の高い里親養育が提供できるようにしていくことが求められます。

そうしたことなどが背景となり、平成 28 年に児童福祉法が改正され「家庭養育優先原則」という考え方が児童福祉法で明確にされた(第3条の2)のと同時に、里親の開拓、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援、里親に委託されたこどもの自立支援までの里親支援(フォスタリング業務)が、県の業務として明確に位置づけられました(第11条第2項)。

また、こうしたフォスタリング業務を一貫した体制のもと包括的に行い、里親とチーム養育を行う機関として、「フォスタリング機関」と呼ばれるサポート体制が導入されました。

こうしたことから、長野県においても児童相談所に専任のフォスタリング業務の担当者を配置して、フォスタリング機関として体制づくりをしてきました。また、こうしたフォスタリング業務は民間に委託することも可能となっており、長野県においても民間の社会福祉法人への包括的な業務委託を進め、民間フォスタリング機関として里親とのチーム養育に取り組んできました。

フォスタリング機関の存在意義は、新たな里親を開拓し、里親によるこどもの養育が、施設での養育のように「チーム養育」として行えるよう、里親や実親、こどもをサポートしていただくことです。

里

昔とは時代が違っているのだと思いますが、里親が預かることのものなかには、かなり難しい問題を抱えている子どもが増えてきていて、里親だけではうまくいかないと感じることもあります

施

施設であれば、他の職員と一緒に子どもをみることもできて、そういった他の職員のサポートを受けながら、その職員がレベルアップしていくというところはあるのですが、里親は、ほとんど里親だけで子どもをみることになるので、大変なこともあるでしょうね

長

里親であっても施設と同じように、里親をサポートしながら、難しい問題を抱えている子どもを育ててもらって、里親自身もレベルアップしていけるような仕組みが必要であるということなどから、こうした仕組みが作られるようになってきています

弁

そして、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、こうした里親をサポートしていくための施設(里親支援センター)ができるようになりましたね？

長

はい
現在の計画を作った時から、変わってきているところもあるので、そういったことも考えながら、里親をサポートするための仕組みを、もう一度考えていきたいと思っています

B

そうすると、現在の計画でも、里親をサポートするための取組をしてきたということですね？

そして、令和4年の児童福祉法の改正において、フォスタリング機関として、里親とのチーム養育を専門に行う「里親支援センター」が児童福祉施設の一つとして位置づけられました。

県内では、これまで包括的里親支援業務を委託してきた2施設が、令和6年度から「里親支援センター」を設置して業務を開始しています。

今回の新しい計画では、こうした児童福祉法の改正等も踏まえながら、里親等への委託の推進を図っていくためのフォスタリング業務の実施体制の構築に向けた取組を改めて考えていくことにします。

15-(3)-2 里親等支援業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の構築

長野県における里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に当たっては、「チーム養育」の趣旨を踏まえ、各地域の里親の近いところに里親支援センターの設置を進めていくことが重要と考えています。

そして、地域のなかに里親支援センターを設置していくことで、里親支援センターでは以下のような機能を発揮することができると考えています。

- 地域における里親のなり手の確保(里親のリクルート)
- 里親登録前・里親登録後の研修による地域の里親の資質向上
- 児童相談所において里親委託が適当とされた子どもと地域の里親とのマッチング
- 市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)の受託による、ショートステイの受付窓口及びショートステイを必要とする地域の子どもと地域の里親とのマッチング
- 里親への子どもの一時保護委託における調整窓口(一時保護児童と里親とのマッチング等)
- 里親委託中の里親と子どもに対するサポート(養育のサポート、子どもを受託する際に生じる事務的な手続きのサポート等) ※里親とのチーム養育で子どもをサポートする
- 里親委託が解除された後の里親のサポート、子どもの自立支援 など

このように地域のなかで里親のリクルートから育成・子どもとのマッチング・委託された子どもと里親のサポート・子どもの委託が終わった後のサポートを包括的に行うことができる里親支援センターが機能していくと、例えば、子どもと適正なマッチングができた里親については、その子どもがリピーターとして複数回ショートステイに入るということや、家庭の状況が悪くなった場合には一時保護委託先として同じ里親に委託するといった、同じ里親による子どもに対する切れ目のないサポートといったことを考えることも可能となってくると考えられます。

なお、里親支援センターについては、行政機関のような人事異動が少なく、長期的に里親を支援することが可能な民間団体が担っていくことが適当と考えられます。

そのため、里親支援センターの設置を進めるに当たっては、里親支援センターの担い手となりうる民間団体等を確保していくことが必要となります。

長野県においては、そうした里親支援センターの担い手となりうる民間団体等があった場合には、ま

長

はい
主に、このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 民間に里親のサポートなどの仕事をってもらうことで、どのような成果が出るか見ていく
- 児童相談所に、里親をサポートするための担当の職員を置く

長

里親をサポートするための取組については、目標を立ててチェックしてきたものはありませんが、
一つ目の取組については、平成 30 年から民間の施設に里親のサポートなどをしてもらってきました

Q

どんな成果があったのでしょうか？

長

民間の施設と関わりのある里親や児童相談所から、民間ならではのサポートなどができていて良いという意見を多くいただきました

C

そうなんです

長

そうしたこともあって、もっと民間にやってもらおうということということで、令和3年度にもう1つ別の施設をお願いしてきました

里

こうしたなかで、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、「里親支援センター」が、こどものための施設の一つとして新しく加わってきましたね

ずはフォスタリング業務を委託し経験を積みせるとともに、その適性を見極めたいと、里親支援センターとしての設置を認可することとします。

県内では、民間フォスタリング機関は、主として、新たに「養育里親」を開拓して登録となった里親とのチーム養育を行う機関として活動してきており、里親(特に養育里親)の増加が重要な課題となっている現在の状況下においては、里親支援センターについても引き続き同じように活動していくことを想定しています。

他方で、地域によってはこどもの数が少なく、地域において必要な里親数がそれほど多くない地域もあります。

そうした地域におけるフォスタリング業務については、基本的に児童相談所がフォスタリング機関として里親を開拓しサポートを行っていくこととします。

なお、養子縁組里親や親族里親については、現時点では、引き続き、児童相談所がフォスタリング機関として里親としてこどもを養育する際のサポートを続けていく方針です。

そして、里親登録は県が行うものであること、そしてフォスタリング業務は県に最終的な責任のある業務でもあることを踏まえ、県と児童相談所は地域内における児童相談所と里親支援センター等との連携を検討・推進するとともに、里親支援センター等におけるフォスタリング業務の質の向上に向けた研修に取り組んでいくことも必要です。

用語解説	里親支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の令和4年改正により、新たに法律上位置づけられた施設 ・ 里親のリクルート、里親研修の実施、委託児童の養育に当たっての相談・サポートなど、里親に対するサポート全般を行う

15-(3)-3 現在の計画における取組

里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① フォスタリング業務の民間委託の方向性の検討
 - 現在の計画策定時に民間委託していたフォスタリング業務の成果等の検証
- ② 児童相談所におけるフォスタリング業務の強化
 - 施設に配置された里親支援専門相談員との協力などによるフォスタリング体制の構築等

長

はい
こうした成果なども取りいれていながら、今回の新しい計画では、主に次のようなことに取り組んでいきたいと考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がより良くなるようにしていくこと

里

里親支援センターを増やそうとしているのですね？

できるだけ、子どもたちが生活しているところで多くの里親になってくれる人を見つけて、そうした近いところで里親や子どもサポートしていったらうためには、もっと多くの里親支援センターが必要だと考えています

弁

児童相談所でも里親のサポートはすると思いますが、県内に5か所しかないので、きめ細かいサポートが難しいということもあると思います

長

そのとおりです
こうしたことから、主な目標としてはこのように考えています

【主な目標にしたいもの】

- 里親支援センターの数を10か所にする

長

15-(3)-4 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた評価指標や目標値は定めていません。

15-(3)-5 フォスタリング業務の民間委託の成果の検証等

長野県では、平成30年度から、それ以前から独自の里親へのサポート事業を行っていたうえだみなみ乳児院にフォスタリング業務を委託しました。

こうした委託について、児童相談所やうえだみなみ乳児院と関わった里親の評価を伺ったところ、民間事業者ならではの里親の開拓力や丁寧な対応について、概ねよい評価が得られました。

こうした成果を踏まえ、令和3年度からは、新たに松本赤十字乳児院にフォスタリング業務の委託を行い、2つの乳児院が地域の里親のリクルートやサポートなどを担ってきています。

なお、上記の2施設については、すでに述べたとおり、令和6年度から里親支援センターを立ち上げ、これまで以上に体制を強化しながら、地域の里親のリクルートやサポートに当たっています。

15-(3)-6 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、これまでの取組も踏まえながら、以下の取組を進めていきます。

① 里親支援センターの設置促進

- 地域において、養育里親を増やし、チーム養育によって子どもを支援する里親支援センターについて、その担い手を確保していくとともに、里親支援センター設置に向けたサポートを行う
- 里親支援センターの設置に向けては、その前にフォスタリング事業の委託を行い、経験や実績を積む機会を提供するとともに、その適性を判断する

② 児童相談所におけるフォスタリング体制の整備等

- 児童相談所にフォスタリング業務専任職員を配置
- 特に、児童相談所がリクルートし、登録している里親に対するフォスタリング業務を行う
- 里親支援センターや民間フォスタリング機関がカバーできない、子どもの数や里親の数が少ない地域におけるフォスタリング業務を行う

③ 地域におけるフォスタリング業務の質の向上

- フォスタリング業務に関する研修等の機会を設け、各地域におけるフォスタリング業務の専門性の向上を図る

C

10 か所ですか

どこに里親支援センターを置いていくのかについては、今回の新しい計画ができてから考えていくことになると思いますが、それぞれの地域のなかのこどもの数や里親の数なども見ていながら考えていくことになりそうです

長

里

こうした取組によって、地域のなかで里親をサポートしてもらう仕組みができて、里親へのサポートが充実していくのに合わせて、里親自身もレベルアップしていかなければいけないと感じました

学

里親を増やし、里親の家やファミリーホームで生活できるこどもを増やすためには、里親をサポートするための仕組みをより良くしていくとともに、里親自身も、より良く預かったこどもを育てられるようにしていくことが必要ということですね

長

ありがとうございます
里親さんや学者さんが言ってくれたとおりだと思っています

長

それでは、もう一度、取組と目標を整理したいと思います

【新しい計画での主な取組】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がより良くなるようにしていくこと

【主な目標】

- 里親支援センターの数を 10 か所にする

- 里親やファミリーホームにこどもを委託する立場である、児童相談所のケース担当の職員についても、マッチングをはじめとする里親等委託業務に関する専門性の向上に努めていく

15-(3)-7 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
里親支援センターの設置数	10 か所
民間フォスタリング機関の設置数	里親支援センターの設置に向けた設置数
児童相談所における里親等支援体制の整備	各児童相談所にフォスタリング業務専任担当を配置
フォスタリング業務担当職員の専門性向上研修の実施回数(リクルート、調査・研修、マッチング、養育支援など)	各年度4回以上
必修研修以外の研修の実施回数	各児童相談所及び各里親支援センターで各年度1回以上
必修研修以外の研修の受講者数	すべての登録里親
里親審査部会(及び里親登録前研修)の開催数	各年度6回

15-(3)-8 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度現状	令和7年度目標	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標	令和11年度目標
里親支援センターの設置数	2	3	5	7	9	10
フォスタリング業務担当職員研修実施回数	【調査中】	取組の状況を踏まえ調整(各年度4回以上)				
必修研修以外の研修の実施回数	【調査中】	各児童相談所及び各里親支援センターで各年度1回以上				
必修研修以外の研修の受講者数	【調査中】	登録里親の50%	登録里親の100%			
里親審査部会(里親登録前研修)開催数	6回(4回)	各年度6回(6回)				

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することも増やすこと」
については、かなり長く話をしてきたような気がします

長

いろいろと話し合っておきたいことがあったので、長くなったかもしれませんが、おかげで、これからの取組なども決めることができました

里

そういえば、子どもたちには何をみてほしい(感じてほしい)のかについて、何も言ってこなかったように思うのですが

学

そういえば、そうでしたね

長

忘れていたわけではないのですが、ずっと考えていたら、最後になってしまいました

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたは、「里親」がどんな人であるかを正しく知っていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親はあなたと元の家族との関係を大切にしてくれていると感じていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親は、いろいろな人のサポートを受けながらあなたを育ててくれていると感じていますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

長

さて、次回からは、また違うテーマとなりますが、引き続きよろしくお願いします

なお、上記の整備目標のうち、「里親支援センターの設置数」については、エリアごとに以下の整備目標を設定します。

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	1	2
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域		3
	上伊那地域		
	南信州地域		
中信エリア	木曾地域	1	2
	松本地域		
	北アルプス地域		
北信エリア	長野地域		3
	北信地域		
合計		2	10

15-(3)-9 「里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の評価指標

長野県において里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組の状況を評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童相談所のケース担当職員の専門性(保護者への説明、マッチング、里親養育の理解など)の向上のための研修等の実施状況
市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)を受託している里親支援センター(再掲)
児童家庭支援センターを併設している里親支援センター